

引上げ分の地方消費税収にかかる市町村交付金(社会保障財源化分)が
充てられるその他社会保障施策に要する経費について

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 51,469 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 930,998 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名	事業費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	町債	その他	引き上げ分の 地方消費税交付金	その他
社会福祉						
障害者福祉費	209,812	143,702	10,500	1,123	0	54,487
老人福祉費	91,457	19,224	19,200	6,209	0	46,824
児童措置費	70,919	60,143	0	0	0	10,776
母子父子福祉費	7,280	2,416	0	0	0	4,864
小計	379,468	225,485	29,700	7,332	0	116,951
社会保険						
国民健康保険対策費	93,933	39,603	0	0	17,507	36,823
介護保険対策費	180,995	3,533	0	0	0	177,462
後期高齢者医療費	234,226	41,412	0	1,029	31,332	160,453
小計	509,154	84,548	0	1,029	48,839	374,738
保健衛生						
予防費	24,236	79	0	0	0	24,157
母子衛生費	3,350	310	0	0	0	3,040
子ども医療費	13,728	2,423	0	0	2,630	8,675
健康づくり事業費	1,062	447	0	104	0	511
小計	42,376	3,259	0	104	2,630	36,383
合計	930,998	313,292	29,700	8,465	51,469	528,072

※ この資料は、地方消費税引上げ分を「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」旨が地方税法に明記されたことに伴う説明資料です。

※ 上記の金額は、平成28年度一般会計決算における事業費および財源。

※ (歳入)地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金のうち「社会保障財源化分」。

※ 各事業名は平成28年度当初予算書の「目」の名称。事業費は「目」のうち人件費および事務費を除いたもの。

※ 当町における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途は、国民健康保険特別会計繰出金(収支不足分)、後期高齢者医療特別会計繰出金、子ども医療費に充当。